

愛媛県土地家屋調査士会補助者求人情報掲載規則

（目的）

第1条 この規則は、愛媛県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が運営するウェブサイトにおける補助者求人情報の掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（掲載対象）

第2条 求人情報を掲載することができる者は、本会会員とする。

（掲載申込み）

第3条 掲載を希望する会員は、本会所定の求人票を提出して申し込むものとする。

2 提出された求人票の記載内容については、掲載を申し込んだ会員がその責任を負うものとする。

（掲載期間）

第4条 求人情報の掲載期間は、掲載の日から3か月とする。ただし、掲載期間中に採用が決定した場合は、会員は速やかに本会にその旨を連絡するものとし、本会は当該求人情報の掲載を終了するものとする。

2 掲載期間満了後、本会は求人情報の掲載を終了し、提出された求人票を廃棄するものとする。

（掲載の中止等）

第5条 本会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、求人情報の掲載を行わず、又は掲載を中止することができる。

- (1) 法令、公序良俗又は本会の目的に反すると認められるとき。
- (2) 虚偽又は不適切な内容が含まれていると認められるとき。
- (3) その他本会が掲載を不適当と認めたとき。

（問い合わせ等及び免責）

第6条 求人情報に関する問い合わせ及び応募は、求人票に記載された連絡先に対して直接行うものとする。

2 求人情報の内容、採用の成否その他求人情報に関して生じた一切の事項について、本会は一切責任を負わない。

（補則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会が定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年9月18日から施行する。